

福谷区宮前集会場の使用に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、福谷区宮前集会場（以下集会場」という）の使用・管理に必要な事項を定める。

(使用の手続き)

第2条 集会場の施設及び付属設備（以下「施設等」という）を使用しようとするときは、別紙の許可願（様式1号）により区長の許可を得なければならない。

2 区長は、前項の規定により提出された許可願を審査して、支障がないと認めたときは、許可証（様式2号）を当該者に交付する。

3 第1項の規定にかかわらず、別表1の団体は、口頭等により使用許可を求めることができる。この場合許可証の交付は省略できる。

(使用の不許可)

第3条 区長は、次の各号の一つに該当するときは集会場の使用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗をみだすおそれがあるとき。

(2) 集会場の管理上支障があるとき。

(3) その他集会場を使用することが適当でないとき。

(使用の制限)

第4条 集会場の施設等の使用が、次の各号の一つに該当すると区長が認めたときは、その許可を取り消し又は使用を制限することができる。

(1) 法令の規定に反して使用しようとしたとき、又は使用したとき。

(2) 使用の手続きに違反をしたとき。

(3) 公の秩序又は善良な風俗を乱す行為があったとき。

(4) 使用に関して区長の指示に従わなかったとき、又は使用上遵守すべき事項に違反する行為があったとき。

2 福谷行政区事業等で特別な事由が生じたときは、区長は使用の停止を命じることができる。

(休館日)

第5条 集会場の休館日は次のとおりとする。

(1) 1月1日から1月4日、及び12月28日から12月31日。

(2) その他区長が必要と認めた日。

(使用時間)

第6条 集会場の使用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、区長が必要であると認めたときはこれを変更することができる。

(使用料)

第7条 第2条第2項の許可を受けた者は、使用の前日までに、別表2に定める額の使用料金を納めなければならない。ただし、別表1の団体の主催行事、及び区長がやむを得ないと認めたときは、これを免除することができる。

(使用料の不還付)

第8条 既納の使用料は還付しない。ただし、自己の責に帰さない事由の場合と、区長が特別な事情があると認めるときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(使用後の義務)

第9条 利用者は、集会場の使用を終えたときは、すみやかに施設を掃除するとともに、設備又は備品を使用する前の状態に戻さなければならない。また、使用報告書(様式3号)を提出しなければならない。

(施設等の損傷又は亡失の届出等)

第10条 利用者は、集会場の施設等を破損し、又は滅失したときは、損害を賠償しなければならない。ただし、区長が認めるときはこの限りではない。

(使用登録団体の登録)

第11条 年間をとおして集会場を使用する団体は、事前に登録団体(様式4号)の申請することができる。区長の許可が得られた場合は、毎回の使用許可願(様式1号)を略することができる。ただし、使用報告書は提出しなければならない。

(その他必要な事項)

第12条 この規程に定めるもののほか、その他の必要な事項は、区長が福谷区議会において別に定める。

附 則

この規程は令和5年8月5日から施行する。

別表 1 (第 2 条、第 7 条関係) 使用料金を免除される団体

団 体 等 の 名 称
福谷行政区、福谷行政区の各組、 福谷土地改良区、福谷分団、福谷行政区女性部、福谷子育てクラブ、福谷子ども会、福谷ジュニアクラブ、福谷いきいきクラブ、その他福谷区が設置した団体等 北部地区コミュニティ連絡協議会、北部小学校 P T A、三好北中学校 P T A(追加)

別表 2 (第 7 条関係) 使用料金 (単位=円)

時 間 区 分 (名称)	午前		午後		夜間	
	9:00 ~11:00	11:00 ~13:00	13:00 ~15:00	15:00 ~17:00	17:00 ~19:00	19:00 ~21:00
多目的室(26人)	500	500	500	500	500	500
備考 冷暖房費を含むものとする。						

様式1号

福谷区宮前集会場 使用許可願

令和 年 月 日

福谷自治区 区長様

申請者（代表者）氏名 _____ 団体名 _____

住所 _____

電話 _____ 携帯 _____

使用日時	年 月 日 () 時 ~ 時
使用目的	
使用する施設	多目的室 (46.78㎡)
使用する備品	無・有 ()
使用予定人数	大人 名 小人 名 区域外 (大人 名 小人 名)
鍵の貸出	無・有 (貸出日 月 日 返却日 月 日)
冷暖房の使用	無・有 (冷房・暖房 時 ~ 時)
使用料	※ 無料・有料 (円)

施設の使用について

- 施設内はすべて禁煙です。(事務所前に喫煙場所があります。)
- 使用した備品は使用前の状態にもどし、清掃しゴミはすべて持ち帰ってください。
- ホール以外での飲食はできません。
- 小学生以下のお子さんの使用は、保護者の付き添いが必要です。
- 中学生だけの使用は、保護者の同意書が必要です。

様式2号

使用許可証

許可 No.

使用団体	
使用日時	年 月 日 () 時 ~ 時
使用する施設	多目的室 (46.78㎡)

上記のとおり、福谷区宮前集会場の使用を許可します。

年 月 日

福谷区長



施設の使用について

- 施設内はすべて禁煙です。
- 使用した備品は使用前の状態にもどして清掃し、ゴミはすべて持ち帰ってください。
- ホール以外での飲食はできません。
- 使用後は、使用報告書を提出してください。

----- き ----- り ----- と ----- り -----

様式3号

福谷区宮前集会場 使用報告書

年 月 日

下記のとおり使用しました

代表者名	点検した後、□に✓をしてください。
	<input type="checkbox"/> ・机、いすの現状復帰
団体名	<input type="checkbox"/> ・ゴミ等の方付け
	<input type="checkbox"/> ・冷暖房のスイッチ止め
使用した部屋	<input type="checkbox"/> ・使用備品の整理
多目的室	<input type="checkbox"/> ・窓の施錠、カーテン閉め
その他 ()	<input type="checkbox"/> ・消 灯
	<input type="checkbox"/> ・スリッパの整頓
使用人数 名	<input type="checkbox"/> ・入口の施錠 (2か所、左右 前後)
使用した備品等	<input type="checkbox"/> ・使用報告書の提出
玄関施錠時刻	(午前・午後) 時 分

※ 返却袋 (ビニル製) に入れ、事務所ポストに投函してください。

※ 鍵の返却 (有・無)。有る場合は報告書と一緒に袋に入れてください。

様式4号

登録団体申請書

年 月 日

団体名	
代表者名	
活動の内容	

会員名	住所	電話番号
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		